

平成 26 年度 保育所入所児童を募集します

平成 26 年度の保育所入所児童を募集します。入所を希望されるかたは、入所申込書の提出が必要となりますので、受付期間内に申し込んでください。

現在、保育所に入所している児童についても、再度申し込みが必要になります。

※現在入所されている児童については、保育所を通して申込書を配布します。



▼入所対象児童

保育所に入所できる対象児童は、長島町内に住所があり、両親および同居の家族全員が次のいずれかに該当し、家庭で保育ができない0歳から小学校入学前の児童です。

- ①家庭外労働（居宅外に勤務している）
- ②居宅内で家事以外の仕事についている
- ③母親が出産の前後である（出産前後2カ月）
- ④疾病・障がいなど（疾病などによる入院・通院、または障がいを有している）
- ⑤親族などの介護（長期にわたる病気・障がいなどで、その介護に当たっている）
- ⑥災害など
（火災やその他災害の復旧に当たっている）
- ⑦その他
（その他町長が保育に欠けると認めたとき）

※『集団生活を身につける』、『他の子に手がかかる』などは、入所申請の理由になりません。

▼受付期間＝12月9日（月）～1月17日（金）

※募集期間を過ぎて申し込みをした場合、入所できないことがあります。

※各保育所の保育士数、入所定員などの関係で入所できない場合や第1希望以外の保育所への入所となる場合があります。

▼入所定員

平尾保育園 50 人、指江保育園 60 人、まこと保育園 60 人、川床保育園 45 人、東保育園 90 人、本浦保育園 20 人、伊唐保育園 30 人

※その他町外の保育所についても受け付けます。

▼提出書類

1. 保育所入所申込書
 2. 家庭状況の申立書
 3. 保育できないことを証明するもの
 - ①就労証明書（就労者）
 - ②母子手帳（出産前後）
 - ③診断書（疾病・介護など）
 4. 保育料算定に必要な書類（両親分が必要）
 - ①平成 25 年分源泉徴収票または確定申告の写し
 - ②平成 25 年度町民税課税証明書（平成 25 年 1 月 1 日、長島町外に居住していた人）
- ※児童が祖父母などの扶養に入っている場合は祖父母などの①、②も必要です。

◎申込書配布場所・提出先
役場町民福祉課児童福祉係
☎（86）1157 [直通]
総合管理課町民係
☎（88）5651 [直通]